



福岡県パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



ヒューマン博士
(福岡県の人権啓発キャラクター)

令和4年2月

(令和5年1月改訂)
(令和5年12月改訂)
(令和6年11月改訂)

福 岡 県

目 次

1 性の多様性を認め合い、たくさんの笑顔で暮らしていける福岡県へ	・・・ 1
2 パートナーシップ宣誓をすることができる方	・・・ 2
3 パートナーシップ宣誓に必要なもの	・・・ 3
4 パートナーシップ宣誓の流れ	・・・ 5
5 宣誓書受領証カードの利用について	・・・ 6
6 転居に伴う手続きについて	・・・ 8
7 パートナーシップ宣誓後の諸手続きについて	・・・ 11
8 Q&A	・・・ 12
9 参考	
・福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱	・・・ 18
・福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（様式）	・・・ 23
・相談窓口	・・・ 35

1 性の多様性を認め合い、たくさんの笑顔で暮らしていける福岡県へ

性的少数者（※）の方々は、社会生活の中で周囲の好奇な目にさらされるなど、偏見や差別に苦しんでいます。同性カップルであることを理由に、賃貸住宅への入居申込が困難となるなど、社会生活上の障壁もあります。

※ 性的少数者…レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニング等、性的指向や性自認などに関するマイノリティのこと。

これらは基本的人権に関わる問題であり、こうした差別をなくし、障壁を取り除いて、性的少数者の方々が、その性的指向や性自認にかかわらず人生を共にしたい人と安心して生活できるよう、県として取り組む必要があると考え、令和4年4月1日から「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

これにより、宣誓された双方又は一方が性的少数者のカップルは、県から交付された宣誓書受領証カードで、県営住宅への入居申込など、本県の行政サービスが受けられるようになりました。

このほか、県内市町村が提供する公営住宅の入居申込や保育所の送迎、民間企業等が提供する住宅のあっせんや医療機関でのパートナーの治療方針の同意等、利用可能なサービスもあります。

本県と同様の制度を導入している県内市町村や他都道府県であって、宣誓書受領証カードの相互利用及び継続利用に関する協定を本県と締結している場合、その自治体の行政サービスにも利用できます。さらに、協定を締結している他都道府県に転出する際に継続利用手続きを行えば、転出後も福岡県の宣誓書受領証カードをそのまま利用することができるようになっています。

今後も、県内市町村や民間企業等、他都道府県に働きかけ、制度の更なる充実を図ってまいります。

併せて、県民の皆さまに性の多様性について正しい理解と認識を深めていただけるよう啓発に取り組んでまいります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。



パートナーシップ

この制度でいうパートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者」である二人の者の関係のことです。

（福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱 第2条第1号）

2 パートナーシップ宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をすることができるお二人は、次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 双方がともに成年（満18歳）に達していること。
- (2) いずれか一方が、福岡県内に住所を有しているか又は福岡県内への転入（※）を予定していること。

※原則 3 ヶ月以内に福岡県内への転入を予定している方が対象です。

ただし、住宅購入等の理由により、3 ヶ月以内に転入することが難しい場合は、個別にご相談ください。

- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。
ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

3 パートナーシップ宣誓に必要なもの

パートナーシップ宣誓には、次のものがが必要です。

(1) 提出していただく書類

- ① パートナーシップ宣誓書（福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）様式第1号）
 - ・宣誓日当日、県が用意した宣誓書に、担当職員の面前でご記入いただきます。
- ② 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
 - ・1人1通ずつ提出してください。（3ヶ月以内に発行されたもの）
 - ・ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。
 - ・住民票の写しの場合は、本籍地、世帯主との続柄、住民票コード及び個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
 - ・住民票記載事項証明書の場合は、氏名、生年月日及び住所の記載が証明されたものを提出してください。
 - ・戸籍の附票の写しについては、提出される方の現住所のみの記載で構いません。
- ③ 独身証明書その他これに類する書類
 - ・独身であることを証明する書類として独身証明書又は戸籍抄本の写しを1人1通ずつ提出してください。（3ヶ月以内に発行されたもの）
 - ・独身証明書は、本籍地の市町村が発行します。
 - ・外国籍の方は、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることを証明できる書類に日本語の翻訳を添えて提出してください。
- ④ その他知事が必要と認める書類
 - ・宣誓書にお子さんの氏名を記載するときは、お子さんとの関係性を確認できる書類として、住民票の写し若しくは戸籍抄本の写しを提出してください。
 - ・②で提出する書類で確認できる場合は提出不要です。

(2) 宣誓時に提示していただく本人確認書類

- ・氏名及び生年月日が確認できるものであることが前提です（有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります）。
- ・顔写真付きのものは1枚の提示、顔写真のないものは2枚以上の提示が必要です。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 旅券（パスポート） ☐ 運転免許証 ☐ 住民基本台帳カード（顔写真付き） ☐ 官公署が発行した身分証明証（顔写真付き）	☐ 住民基本台帳カード（顔写真なし） ☐ 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ☐ 共済組合員証 ☐ 国民年金手帳

(3) 通称名の使用を希望される場合の確認書類

- ・通称名の使用を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（顔写真付きの社員証や学生証、住所が記載された郵便物等）の提示が必要です。

※通称名を使用した場合、受領証の裏面に氏名を記載します。

4 パートナーシップ宣誓の流れ

(1) 電話又はメールで予約

※宣誓希望日の2週間前までに予約してください。
希望日の3ヶ月前から受け付けます。

- ◇ 宣誓希望日時（第3希望日まで）、宣誓されるお二人の氏名・ふりがな（通称名の場合は通称名も）、日中連絡が取れる電話番号をお伺いします。（メールの場合は、メール本文に記載してください。）



福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 調整係
TEL 092-643-3325
Mail partnership@pref.fukuoka.lg.jp

(2) 必要書類の準備

- ◇ 3、4ページを参照して必要書類を準備してください。

(3) 県庁へ

- ◇ 予約した日時・場所にお二人そろってお越しください。
- ◇ 必要書類を忘れずにご持参ください。印鑑は必要ありません。

(4) 本人確認・宣誓内容確認

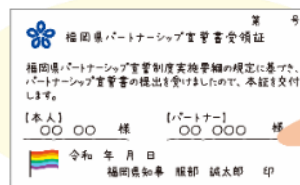
- ◇ プライバシー保護のため、個室で対応します。



(5) パートナーシップ宣誓

- ◇ 宣誓要件、必要書類を確認の上、県が用意した宣誓書に、担当職員の面前でご記入いただきます。

(6) 宣誓書受領証カードの交付



手数料は
無料です

- ◇ 書類・宣誓内容に不備がなければ、当日に宣誓書受領証カードを交付します。
- ◇ 宣誓書受領証カードは、3種類のデザインから選べます。
26ページに掲載していますので参照してください。
- ◇ 交付手続きに、1時間程度お時間をいただきます。
- ◇ 転入予定の場合は受付票を交付し、転入後にカードを交付します。

5 宣誓書受領証カードの利用について

(1) 利用できるサービスについて

- 本県の行政サービスのほか、県内市町村や民間企業等が提供する利用可能なサービスもあります。
- 利用にあたっては、制度ごとに所定の要件がありますので、詳細は個別にお問い合わせください。

【本県の行政サービス】

サービス	利用の方法等
県営住宅・県住宅供給公社の賃貸住宅の入居申込	宣誓受領証カードの他、同居が必要。
県立太宰府病院での病状説明・治療方針の同意	宣誓受領証カードの提示のみ。家族関係の説明が不要。
生活保護申請	宣誓受領証カードの他、生計同一世帯であることが必要。
障がいのある方に対する自動車税減免申請	宣誓受領証カードの他、障がいのある方と同居しているパートナーが障がいのある方のために自動車を運転又は所有していることが必要。



ヒューマン博士
(福岡県の人権啓発キャラクター)

市町村、民間企業等のサービスについては、
ホームページで随時更新していきます。

詳しくはこちらをご覧ください。

URL:

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokapartnership.html>



(2) 宣誓書受領証カードの相互利用及び継続利用について

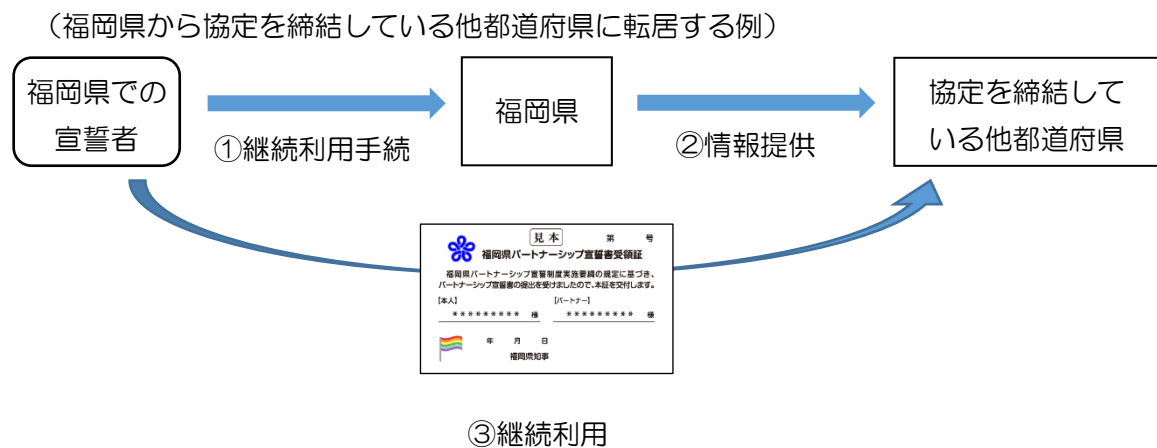
【相互利用】

- ・ 本県と同様の制度を導入している県内市町村や他都道府県であって、宣誓書受領証カードの相互利用及び継続利用に関する協定を本県と締結している場合、その自治体の行政サービスにも利用できます。

【継続利用】

- ・ 本県と同様の制度を導入している他都道府県であって、宣誓書受領証カードの相互利用及び継続利用に関する協定を本県と締結している他都道府県に転出する際に継続利用手続きを行えば、転出後も福岡県のカードをそのまま利用することができるようになっています。

<継続利用のイメージ>



※ 継続利用の手続きについては、11ページをご参照ください。

※ 協定を締結している自治体

【県内】

北九州市、福岡市、古賀市、福津市、粕屋町	(令和4年4月1日から適用)
直方市、苅田町、佐賀県唐津市、佐賀県上峰町	(令和5年4月1日から適用)
田川市	(令和5年5月15日から適用)
香春町	(令和5年7月1日から適用)
行橋市、中間市	(令和7年4月1日から適用)

【県外】

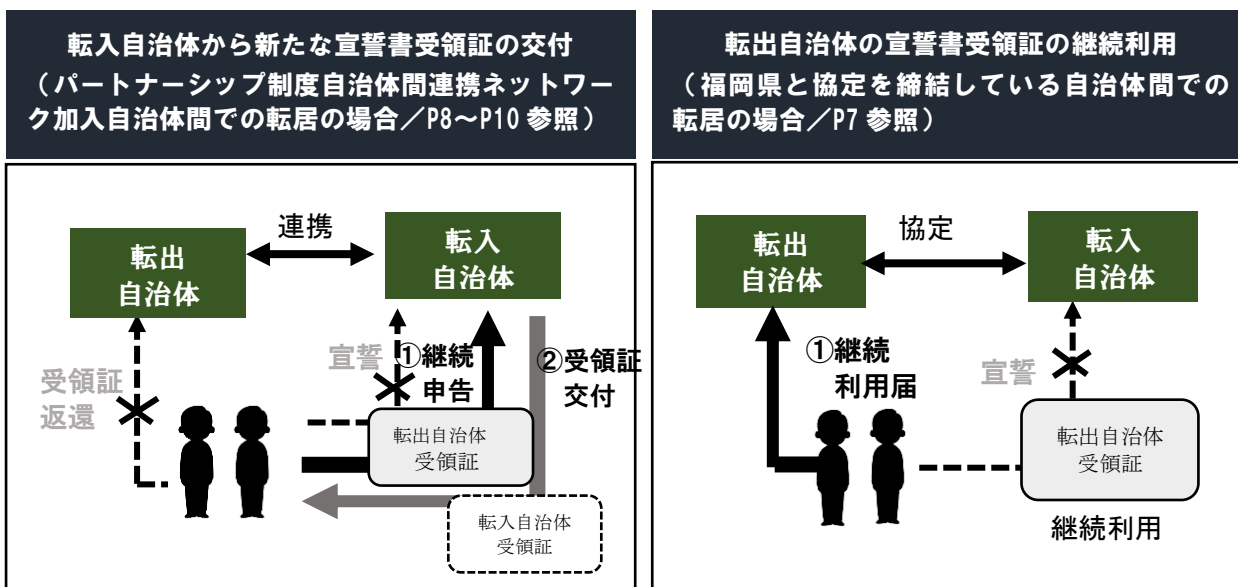
佐賀県	(令和5年1月1日から適用)
唐津市・上峰町	(令和5年4月1日から適用)

6 転居に伴う手続きについて

福岡県は、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、宣誓者の転居に伴う手続きの軽減を図っています。

宣誓者が、9、10ページに記載している自治体に転居する場合、転入自治体で改めてパートナーシップを宣誓することなく、①継続申告書 ②転出自治体交付の受領証 ③転入が確認できる書類を提出すれば、転入自治体から新たな受領証が交付されます。

なお、7ページに記載している協定を締結している自治体へ転居する場合は、《転入自治体からの新たな宣誓書受領証の交付》、又は《転出自治体の宣誓証受領証の継続利用》のどちらかを選択することができます。詳しくはお問い合わせください。



宣誓者 手続き	① 転出した宣誓者は、継続を申告。「転出自治体受領証」を転入自治体に提出
	② 転入自治体は、宣誓者に受領証(転入自治体受領証)を交付

① 転出者は、転出自治体に「継続利用届」を提出

メリット

- ・ 転出自治体への「受領証の返還手続」が不要
- ・ 転入自治体への「再度の宣誓」「独身証明書の提出」が不要

- ・ 転出自治体への「受領証の返還手続」が不要
- ・ 転入自治体への「再度の宣誓」「独身証明書の提出」「住民票の提出」が不要
- ・ 転出した宣誓者は、「転出自治体受領証」を継続利用できる。
- ・ 協定締結する自治体内で提供される行政サービスが利用可

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク 加入自治体（247自治体）
（R7.5.1 時点）

【都道府県】（20府県）

青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、福井県、
岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福岡県、
佐賀県、大分県

【市町村】（227市町）

北海道 札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、
岩見沢市、網走市、苫小牧市、江別市、滝川市、深川市、富良野市、
登別市、北広島市、石狩市、北斗市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、
愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、
占冠村、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、
大空町、幕別町

秋田県 湯上市

栃木県 佐野市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市

群馬県 渋川市、千代田町、大泉町

埼玉県 さいたま市、川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、
狭山市、羽生市、深谷市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、
久喜市、北本市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、川島町、松伏町

千葉県 千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、
市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、
浦安市、袖ヶ浦市

神奈川県 相模原市、横須賀市

新潟県 新潟市、長岡市、三条市、新発田市、村上市、上越市、胎内市

福井県 福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、永平寺町

岐阜県 関市、海津市

愛知県 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、
豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、
東海市、大府市、知多市、知立市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、
清須市、みよし市、豊山町、大口町、扶桑町、東浦町、武豊町、幸田町

三重県 松阪市、いなべ市、伊賀市、明和町

滋賀県 長浜市、近江八幡市、草津市、甲賀市、米原市

京都府 京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、
南丹市、木津川市、大山崎町、与謝野町

大阪府 大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、
泉佐野市、富田林市、松原市、大東市、大阪狭山市

兵庫県 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、
加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、加西市、

	丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、たつの市、猪名川町、播磨町
奈良県	奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、平群町、斑鳩町、川西町
和歌山県	橋本市、新宮市、紀の川市、白浜町、那智勝浦町、串本町
岡山県	笠岡市
福岡県	北九州市、福岡市、直方市、田川市、行橋市、中間市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、苅田町
佐賀県	唐津市、上峰町
熊本県	熊本市、菊池市
大分県	日田市、豊後大野市

7 パートナーシップ宣誓後の諸手続きについて

- (1) 宣誓書受領証カードの交付
 - ・お二人がパートナーシップ宣誓書を提出され、県が受領したことを証する宣誓書受領証（実施要綱様式第2号）をお一人ずつに交付します。
 - ・宣誓書を提出される時点で福岡県内への転入を予定している方には、転入予定者受付票（実施要綱様式第3号（以下「受付票」という。））を交付します。
- (2) 受付票の交付を受けた方
 - ・福岡県内に転入されたら速やかに、転入届（実施要綱様式第4号）に県内への転入を証する住民票の写し及び受付票を添付してご本人が持参の上、提出してください。
 - ・4ページに掲げる本人確認書類の提示をお願いします。
 - ・確認後、当日に宣誓日付で宣誓書受領証カードを交付します。
- (3) 宣誓書受領証カードの再交付
 - ・紛失や毀損などの事情により再交付を希望される場合は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（実施要綱様式第5号）を提出してください。
 - ・紛失等で返還できない場合を除き、お持ちの宣誓書受領証は再交付申請書に添付して返還してください。紛失等で返還できない場合も、発見した際は、(5)に記載した手続きに沿って返還してください。
 - ・4ページに掲げる本人確認書類の提示をお願いします。
 - ・確認後、当日に宣誓日付で宣誓書受領証カードを交付します。
- (4) 宣誓書受領証カードの記載内容の変更
 - ・宣誓した書類の記載事項に変更があった場合は、パートナーシップ宣誓事項変更届（実施要綱様式第6号）に変更内容が確認できる書類及び変更前の宣誓書受領証カードを添付して提出してください。
 - ・4ページに掲げる本人確認書類の提示をお願いします。
 - ・確認後、当日に宣誓日付で宣誓書受領証カードを交付します。
- (5) 宣誓書受領証カードの返還
 - ・パートナーシップを解消された場合や双方が県内に住所を有しなくなった場合などは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（実施要綱様式第7号）を提出し宣誓書受領証カードを返還する必要があります。ただし、当事者の一方が転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により一時的に福岡県外へ住所を移動する場合、転出自治体の宣誓書受領証の継続利用を希望する場合（7ページ参照）及び転入自治体から新たな宣誓書受領証の交付を希望する場合（8ページ～10ページ参照）は返還不要です。
- (6) 宣誓書受領証カードの継続利用
 - ・双方が、パートナーシップ宣誓制度に関する協定を締結している県外自治体へ転出し、転出先でも引き続き福岡県が交付した宣誓書受領証カードの使用を希望する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証継続使用届（実施要綱様式第8号）に宣誓書受領証カードの写しを添付して、ご本人が持参の上、提出してください。
 - ・4ページに掲げる本人確認書類の提示をお願いします。

8 Q & A

Q1 この制度と、婚姻はどう違うのですか？

A 婚姻は法律行為であり、扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生しますが、本制度は、法的効果が生じるものではありません。
お二人が人生のパートナーとして日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証することにより、人生を共にしたい人と安心して生活できるよう実施するものです。

Q2 宣誓には、パートナーと2人で来庁する必要がありますか？

A 必要です。お2人で来ていただき、職員の面前で宣誓していただきます。

Q3 宣誓すると戸籍や住民票にも記載されるのですか？

A 宣誓により、戸籍や住民票に記載されることはありません。

Q4 この制度の対象は、同性カップルのみですか？

A 一方又は双方が性的少数者の方であれば異性カップルであっても制度の対象となります。

Q5 一方のみが福岡県内に住所を有していても宣誓できるのはなぜですか？

A カップルによっては、様々な理由があり、お二人とも福岡県内に居住していない（できない）場合があります。
活用しやすい制度とするため、いずれか一方が福岡県民であれば、宣誓できるようにしているものです。

Q6 転入予定でも宣誓できるのはどうしてですか？

A 入居住宅の準備に期間を要する場合等が想定されるからです。（転入前に住宅ローンを申し込み住宅建築後に転入する場合など）

Q7 北九州市、福岡市、直方市、田川市、行橋市、中間市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、苅田町で宣誓済みですが、県で宣誓することはできますか？

A できます。

Q8 通称名を使用する場合は、通称名は何でもいいですか？

A 社会生活上で、日常的に使用している通称名としてください。

Q9 宣誓の日は、平日のみですか？ 時間は何時から何時までですか？

A 宣誓日は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始（12月28日から1月3日）を除く）で設定させていただきます。
時間は、9時～16時の間で調整させていただきます。

Q10 宣誓の際、プライバシーは守られますか？
提出した個人情報は守られますか？

A プライバシーを確保するため、個室スペースで対応いたします。
提出された個人情報については、県職員には守秘義務があり、福岡県個人情報保護条例に基づいて適切に管理・保管いたしますのでご安心ください。

Q11 サービスを受ける際に、宣誓書受領証カードを提示した先から県に確認の問い合わせがあった場合はどうするのですか？

A その際は、県が「性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる福岡県を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入していること」を説明し、制度の趣旨への理解を求めます。

Q12 宣誓や宣誓書受領証カードの交付に費用はかかりますか？

A 費用は発生しません。ただし、住民票の写し等、宣誓時に提出の必要がある書類を準備していただくための費用は自己負担となります。

Q13 宣誓書受領証カードに有効期限はありますか？

A 本制度は、県として宣誓書を受領したことを証するものであり、法的効果が生じるものでもないため、宣誓書受領証カードに有効期限は設けていません。
ただし、実施要綱第10条各号に定める返還の要件に該当した場合は、速やかに返還していただきますようお願いいたします。

Q14 宣誓書受領証カードの交付は即日ですか？

A 宣誓に不備がなければ、即日交付します。なお、宣誓書受領証カードの交付準備に1時間程度かかります。

Q15 宣誓書受領証カードは郵送してもらえますか？

A プライバシー保護の観点から、原則、郵送での交付は行いません。
どうしても郵送の必要がある場合は、個別にご相談ください。

Q16 宣誓書受領証カードを後日受取ることはできますか？

- A 原則即日交付ですが、受取りが難しい場合は、後日受取りでも構いません。
その場合は、受取りの日時について事前に調整させていただきます。
なお、受け取りには、お二人でお越しください。その際は、本人確認書類の提示もお願いします。どうしてもお二人でお越しいただくことが難しい場合は、個別にご相談ください。

Q17 宣誓書受領証カードが利用できる県の行政サービスはどのようなものですか？

- A 県の行政サービスでは、県営住宅・県住宅供給公社の賃貸住宅への入居申込、県立太宰府病院での病状説明・治療方針の同意、生活保護申請、障がいのある方に対する自動車税の減免申請で利用できます。

Q18 県営住宅の入居申込について、実際にどのような場面で利用できるのですか？

- A 入居申込後の仮審査の際は不要ですが、当選した方を対象とした本審査の際、通常の入居資格審査書類に併せて、宣誓書受領証カードの写しを提出していただきます。

Q19 県住宅供給公社の賃貸住宅の入居申込について、実際にどのような場面で利用できるのですか？

- A 仮申込の際は不要ですが、本申込の際、通常の入居資格審査書類に併せて、宣誓書受領証カードの写しを提出していただきます。

Q20 県立太宰府病院での病状説明・治療方針の同意について、実際にどのような場面で利用できるのですか？

A 県立太宰府病院での病状説明・治療方針の同意では、必ずしも宣誓書受領証カードの提示を求めるわけではありませんが、お二人の関係を説明する場合に、宣誓書受領証カードの提示を行うことで、関係性の説明が簡潔に行え、負担を軽減できます。

Q21 県立太宰府病院での手術の同意については、宣誓書受領証カードは利用できないのですか？

A 県立太宰府病院では手術を行っておりません。

Q22 生活保護申請について、実際にどのような場面で利用できるのですか？

A 生活保護申請の際、必ずしも宣誓書受領証カードの提示を求めるわけではありませんが、お二人の関係を説明する場合に、宣誓書受領証カードの提示を行うことで、関係性の説明が簡潔に行え、負担を軽減できます。

Q23 自動車税の減免申請について、実際にどのような場面で利用できるのですか？

A 減免には、県税事務所の窓口での申請が必要です。窓口では、身体障害者手帳等、自動車検査証、運転免許証、住民票などの提示を求めています。これらの書類に加え、宣誓書受領証カードを提示していただきます。

Q24 福岡県外に転出する場合、宣誓書受領証カードは返還する必要がありますか？

A お二人とも転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第7号）に宣誓書受領証カードを添付して返還してください。ただし、当事者の一方が転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に福岡県外へ住所を移動する場合は返還の必要はありません。また、本県がパートナーシップ宣誓書受領証カードの相互利用及び継続利用に関する P7 記載の協定を締結している自治体へ転出する場合であって、宣誓書受領証カードの継続利用手続きを行った場合、もしくは、P9、10に記載するパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク加入自治体へ転居し、転居先で宣誓する場合も返還の必要はありません（P7～P10参照）。

Q25 福岡県がパートナーシップ宣誓書受領証カードの相互利用及び継続利用に関する協定を締結している都道府県内の市町村の行政サービスや民間企業等のサービスは、福岡県の宣誓書受領証カードで利用できますか？

A 福岡県の宣誓書受領証カードで利用できるのは、本県がパートナーシップ宣誓書受領証カードの相互利用及び継続利用に関する協定を締結している都道府県の行政サービスです。今後、当該都道府県内の市町村の行政サービスや民間企業等のサービスについては、利用可能となったものから、随時ホームページでお知らせをしていきます。

9 参考

福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる福岡県を目指し、福岡県パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者」である二人の者の関係をいう。

(2) 宣誓

知事に対し、二人が共同して、パートナーシップにあることを宣誓することをいう。

(3) 申告

福岡県内への転入前に、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和6年4月1日施行）第4条に定める構成自治体（以下「構成自治体」という。）において、第6条に規定する受領証に類する書類（以下「構成自治体交付受領証」という。）の交付を受けた二人が、パートナーシップにあることを申告することをいう。

(宣誓又は申告の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 双方がともに成年に達していること。

(2) いずれか一方が、福岡県内に住所を有しているか又は福岡県内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓又は申告に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。

(4) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、知事が指定する職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
- (2) 独身証明書その他これに類する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者には、宣誓書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの。
- (5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(申告の方法)

第4条の2 申告をしようとする者は、来庁によりパートナーシップ宣誓制度に係る継続申告書(様式第1号の2。以下「申告書」という。)を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 構成自治体交付受領証
- (2) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 申告をしようとする者には、申告書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの。
- (5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(宣誓書又は申告書の記載における配慮)

第5条 宣誓又は申告をしようとする者は、性別違和(自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。)その他知事が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書において、戸籍上の氏名に代えて通称名を使用することができる。

2 双方又は一方と生計を同一とする子ども(実子又は養子をいう。以下「子」という。)がいる場合であつて、宣誓書又は申告書において当該子の記載を希望するときは、当該子との関係性を確認できる書類を提出することで、記載することができる。

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第6条 知事は、パートナーシップの宣誓又は申告をした者が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)を宣誓又は申告した者の双方に交付するものとする。ただし、第3条第2号に規定す

る者のうち、福岡県内への転入を予定している者には、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、第7条に基づく転入届の提出があったときに、受領証を交付するものとする。

（県内への転入の届出）

第7条 第3条第2号に規定する者のうち、福岡県内への転入を予定している者は、第4条第1項又は第4条の2第1項の書類を提出した日から原則3か月以内に、転入届（様式第4号）に県内への転入を証する住民票の写し及び受付票を添付して知事に提出するものとする。

（受領証の再交付）

第8条 受領証の交付を受けた者が、受領証の紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときは、受領証を再交付する。この場合において、再交付を受けた者は、再交付前の受領証を返還しなければならない。なお、紛失等の理由により返還できない場合は、発見後速やかに返還しなければならない。

2 再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請には、第4条第2項の規定を準用する。

（宣誓事項又は申告事項の変更の届出）

第9条 受領証の交付を受けた者が、住所、氏名、子氏名その他宣誓又は申告した書類の記載事項に変更があった場合（第10条の規定により返還する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）に変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証を添付して、知事に届け出なければならない。

2 前項の届出には、第4条第2項の規定を準用する。

3 知事は第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を交付するものとする。

（受領証の返還）

第10条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第7号）に受領証を添付して、知事に受領証を返還しなければならない。

（1）パートナーシップが解消されたとき。

（2）一方が死亡したとき。

（3）双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合、第15条第2項の規定により受領証を継続利用する場合及び構成自治体へ転出し、当該自治体へパートナーシップ宣誓制度の継続利用を申し出た場合を除く。）。

（4）第11条の規定により、宣誓又は申告が無効となったとき。

（5）紛失等の理由により再交付を受けた者が、再交付前の受領証を発見したとき。

（無効となる宣誓又は申告）

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓又は申告は無効とする。

- (1) 宣誓書又は申告書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 第3条に規定する、宣誓又は申告の要件を満たさなくなったとき。

(受領証の不正利用)

第12条 知事は、宣誓又は申告した者が受領証を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるときは、受領証の返還を求めることができる。

(事前調整)

第13条 宣誓又は申告をしようとする者は、あらかじめ宣誓又は申告をする日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

(県内市町村との連携)

第14条 知事は、パートナーシップ宣誓制度を実施している県内の市町村と受領証の相互利用及び継続利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができるものとする。

(他都道府県との連携)

第15条 知事は、パートナーシップ宣誓制度を実施している都道府県と協定を締結することができるものとする。

2 宣誓者が、本県と協定を締結している他都道府県へ転出する場合であって、「パートナーシップ宣誓書受領証継続利用届（様式第8号。以下、「継続利用届」という。）」を提出したときは、継続して本県が交付した受領証を利用することができる。

3 本県と協定を締結している他都道府県から本県へ転入した者は、当該都道府県において継続利用の手続がされた場合に限り、当該都道府県が交付した受領証を、本県において継続して利用することができる。

4 第2項の規定により継続して受領証を利用している者が、第10条第1号、第2号、第4号、第5号に該当した場合又は本県と協定を締結している他都道府県以外に転出した場合には、当該受領証を本県に返還するものとする。

5 第2項の規定により継続利用している受領証の再交付については、第8条の規定を準用する。

(個人情報の適切な取扱い)

第16条 この要綱に基づき収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づいて、適切に管理及び保管するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

なお、改正前の福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第１６条における福岡県個人情報保護条例に基づいて個人情報を適切に管理及び保管する義務については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和６年１１月１日から施行する。

(表 面)
パートナーシップ宣誓書

福岡県知事 殿

私たちは、福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第4条に基づき、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓します。

年 月 日

	(宣誓者)	(宣誓者)
ふりがな		
氏名又は 通称名		
住 所		
子氏名	(年 月 日生まれ)	(年 月 日生まれ)
子氏名	(年 月 日生まれ)	(年 月 日生まれ)
子氏名	(年 月 日生まれ)	(年 月 日生まれ)

(代筆者)	
ふりがな	
氏名又は 通称名	
住 所	

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、その場合は、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

※ お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

以下は、県での記入欄です。

交 付	年 月 日
番 号	

県受付印

(裏面)

パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップの宣誓をするにあたって、下記の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を守ることを確認します。

また、現況確認のため、住民票、戸籍に記載されている事項について、福岡県が確認することに同意します。受領証の提示先から福岡県に確認が求められた際は、回答することに同意します。

ふりがな氏名 _____ ふりがな氏名 _____
 通称名 ※ _____ 通称名 ※ _____
 電話番号 _____ 電話番号 _____

※ 通称名を使用して宣誓する場合に記入してください。

記

要綱の規定	確 認 事 項		
	項 目	回 答 (該当する□に「レ」を付けてください。)	
(二人の関係) 第2条 第1号	互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者」である二人の者の関係。	☐ 該当します	☐ 該当しません
(年齢要件) 第3条 第1号	双方がともに成年に達していること。	☐ 該当します	☐ 該当しません
(住所要件) 第3条 第2号	次のいずれかに該当すること。 ①いずれか一方が、福岡県内に住所を有している。 ②いずれか一方が、福岡県内への転入を予定している。	☐ 該当します ※②の場合 転入予定日 (年 月 日)	☐ 該当しません
(独身要件等) 第3条 第3号	双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。	☐ 該当します	☐ 該当しません
(近親者でない) 第3条 第4号	双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。	☐ 該当します	☐ 該当しません

以下は、県での記入欄です。

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他()	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他()	

パートナーシップ宣誓制度に係る継続申告書

年 月 日

福岡県知事 様

私たちは、福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第4条の2に基づき互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合う関係を継続していることを申告します。

なお、次のことに同意します。

- ・申告があったことを住所の異動前の自治体に通知すること
- ・現況確認のため、住民票、戸籍に記載されている事項について、福岡県が確認すること
- ・受領証の提示先から福岡県に確認が求められた際は、回答すること

(申告者)

(申告者)

ふりがな		
氏名又は通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所		
	☐ 転入済 ☐ 転入予定	☐ 転入済 ☐ 転入予定
	(転入予定日：)	(転入予定日：)
子氏名	(年 月 日生まれ)	(年 月 日生まれ)
連絡先電話番号		
要件	☐ 一方又は双方が性的少数者である	
	☐ 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でない。 (ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。)	

(代筆者)

ふりがな 氏名又は通称名	
住 所	

※ 申告者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能です。その場合は、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

※ お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

以下は、県での記入欄です。

氏名	確認書類
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()

県受付印

交付番号：_____

※デザインは選べます

(表面1)

		第	号
福岡県パートナーシップ宣誓書受領証			
福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップ宣誓書の提出を受けましたので、本証を交付 します。			
【本人】	様	【パートナー】	様
年 月 日			
福岡県知事 ○○ ○○○ 印			

5. 4 cm

8. 6 cm

(表面2)

		第	号
福岡県パートナーシップ宣誓書受領証			
福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップ宣誓書の提出を受けましたので、本証を交付 します。			
【本人】	様	【パートナー】	様
年 月 日			
福岡県知事 ○○ ○○○ 印			

(表面3)

		第	号
福岡県パートナーシップ宣誓書受領証			
福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップ宣誓書の提出を受けましたので、本証を交付 します。			
【本人】	様	【パートナー】	様
年 月 日			
福岡県知事 ○○ ○○○ 印			

(裏面1)

福岡県では、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができるよう、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。この受領証の提示を受けられた方は、その趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

※ 通称名を使用している場合の戸籍上の氏名

【本人】

【パートナー】

※ 平常時及び緊急時において、1. 以下の者に対して病状説明をすること、2. 手術や必要な治療方針の同意を以下の者から取得することに同意します。

【パートナー氏名】

【本人自署欄】

発 行

福岡県福祉労働部 人権・同和对策局 調整課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話：代表 092-651-1111 内線〇〇〇〇（調整係）

(裏面2)

福岡県では、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができるよう、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。この受領証の提示を受けられた方は、その趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

※ 通称名を使用している場合の戸籍上の氏名

【本人】

【パートナー】

※ 子の氏名（記載を希望する場合）

※ 平常時及び緊急時において、1. 以下の者に対して病状説明をすること、2. 手術や必要な治療方針の同意を以下の者から取得することに同意します。

【パートナー氏名】

【本人自署欄】

発 行

福岡県福祉労働部 人権・同和对策局 調整課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話：代表 092-651-1111 内線〇〇〇〇（調整係）

(表 面)

転入予定者受付票

以下のとおり、福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第6条に基づき、パートナーシップ宣誓書（又は申告書）を受け付けました。

受付年月日	年 月 日		
受付番号			
	氏名	通称名	住所
本人			
パートナー			
連絡先			
備 考			

本票に福岡県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて、提出してください。
提出いただく日時について、あらかじめご連絡ください。

【お問い合わせ先】

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

電話番号：092-643-3325

県受付印

(裏 面)

この受付票を提示された皆さまへ

福岡県では、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができるよう、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。この受付票受領証の提示を受けられた方は、その趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

この受付票は、制度利用者が福岡県外に居住していて、福岡県内に転入しようとするときに発行しているものです。制度利用者が福岡県内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者の皆さまへ提示することがあります。事業者の皆さまには、この福岡県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いいたします。また、福岡県パートナーシップ宣誓制度を利用される方の個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

転入届

福岡県知事 殿

福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第7条の規定により、福岡県内へ転入したので届け出ます。

年 月 日

(宣誓者 (又は申告者))

(宣誓者 (又は申告者))

ふりがな		
氏名又は 通称名		
住 所		
子氏名	(年 月 日生まれ)	(年 月 日生まれ)
子氏名	(年 月 日生まれ)	(年 月 日生まれ)
子氏名	(年 月 日生まれ)	(年 月 日生まれ)

(代筆者)

ふりがな	
氏名又は 通称名	
住 所	

※ 宣誓者 (又は申告者) の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、その場合は、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

※ お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

以下は、県での記入欄です。

交 付	年 月 日
番 号	

県受付印

パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

福岡県知事 殿

年 月 日付けで交付されました、パートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をつけてください。）

(1) 紛失

(2) 毀損

(3) その他 ()

年 月 日

(申請者)

(申請者)

ふりがな		
氏名又は 通称名		
住 所		

(代筆者)

ふりがな	
氏名又は 通称名	
住 所	

※ 申請者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能です。その場合は、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

※ お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

以下は、県での記入欄です。

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	

県受付印

パートナーシップ宣誓事項変更届

福岡県知事 殿

福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定により、以下のとおり変更があったので届け出ます。

年 月 日

	(宣誓者 (又は申告者))	(宣誓者 (又は申告者))
氏名又は通称名 ※ふりがなを付すこと。	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
住 所	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
子氏名	(変更前) (年 月 日生まれ)	(変更前) (年 月 日生まれ)
	(変更後) (年 月 日生まれ)	(変更後) (年 月 日生まれ)
変更理由	※該当する理由の□にチェックしてください。 ☐ 改姓・改名 ☐ 転居・転入・転出 ☐ 子氏名の追記・削除 ☐ その他 ()	
受領証の番号		

(代筆者)

ふりがな	
氏名又は通称名	
住 所	

※ 宣誓者 (又は申告) の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能です、その場合は代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

以下は、県での記入欄です。

交 付	年 月 日
番 号	

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	

県受付印

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

福岡県知事 殿

福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第10条の規定により、パートナーシップ
宣誓書受領証を

☐返還します。

☐紛失等で返還できませんが、次のとおり届け出ます。

返還の理由（いずれかに○をつけてください。）

（1）パートナーシップが解消された。

（2）一方が死亡した。

（3）双方が県内に住所を有しなくなった（一時的な場合を除く。）。

（4）宣誓又は申告が無効となった。

（5）紛失等の理由により再交付を受けた者が、再交付前の受領証を発見したとき。

年 月 日

（宣誓者（又は申告者））

（宣誓者（又は申告者））

ふりがな		
氏名又は通称名		
住 所		

（代筆者）

ふりがな	
氏名又は通称名	
住 所	

※ 宣誓者（又は申告者）の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能
ですが、その場合は、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

県受付印

パートナーシップ宣誓書受領証継続利用届

福岡県知事 殿

福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第15条第2項の規定により、福岡県が受領証の相互利用及び継続利用に関する協定を締結している他都道府県へ転出後も、福岡県パートナーシップ宣誓書受領証を継続して利用することを希望するため、届け出ます。

なお、本届出書（写し）を転出先都道府県へ提供すること及び転出先都道府県が定めた要綱等に基づき、福岡県が保管しているパートナーシップ宣誓（又は申告）時における提出書類の写しを提供するよう求められた場合は、同意します。

年 月 日

（現住所（転出元住所））

（新住所（転出先住所））

氏名

住所

TEL

住所

氏名

住所

住所

※ お二人のパートナーシップ宣誓書受領証（写し）を添付して提出してください。

以下は、県での記入欄です。

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	

福岡県使用欄（ここには記載しないでください）

受理日 年 月 日

送付日 年 月 日

受領証 No. 第 号



相談窓口

<人権全般に関する相談>

●みんなの人権110番

平日（祝祭日を除く） 8時30分～17時15分

電話：0570-003-110

●インターネット人権相談

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

<LGBTQ に関する相談>

●ふくおかレインボーホットライン

毎月第1・第3火曜日 17時～21時

電話：090-7493-3487

<法律相談>

●ふくおか人権ホットライン

（誹謗中傷や差別的な取扱いなどさまざまな人権問題で悩んでいる方に、福岡県弁護士会の弁護士が法律的な観点で助言を行う電話法律相談）

毎月第4金曜日 15時～18時

電話：092-724-2644

●弁護士によるLGBT 電話相談

毎月第2木曜日・第4土曜日 12時～16時

電話：070-7655-1698

●法テラス

月曜日～金曜日 9時～17時

法テラス福岡 電話：0570-078359、050-3383-5501

（IP 電話）

法テラス北九州 電話：0570-078360、050-3383-5506

（IP 電話）

<心の相談>

●心の健康相談窓口

（福岡県精神保健福祉センター）

平日（祝祭日を除く） 9時～16時

電話：092-582-7400

●ふくおか自殺予防ホットライン

24時間365日対応

電話：092-592-0783

●きもちよりそうライン@ふくおかけん（LINE 相談）

毎週月曜日・木曜日 16時～19時（年末年始除く）

@469xxbam

<DV>

●LGBT の方の DV 被害者相談ホットライン

第1日曜日14時～17時

第3水曜日18時～21時

(年末年始を除く)

電話：080-2701-5461

<子ども>

●子どもの人権110番

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

電話：0120-007-110

<労働相談>

●事業者・労働者の相談窓口

(性的少数者の方が働く上で生じた問題に対する相談支援を実施)

福岡労働者支援 事務所	電話：092-735-6149 FAX：092-712-0497 メール：fukuoka-rso@pref.fukuoka.lg.jp
北九州労働者支援 事務所	電話：093-967-3945 FAX：093-967-3946 メール：kitakyu-rso@pref.fukuoka.lg.jp
筑後労働者支援 事務所	電話：0942-30-1034 FAX：0942-30-1025 メール：chikugo-rso@pref.fukuoka.lg.jp
筑豊労働者支援 事務所	電話：0948-22-1149 FAX：0948-22-4118 メール：chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp

○ 電話・来所による相談

平日(祝日及び12月29日～1月3日を除く) 8時30分～17時15分

○ 夜間電話相談

毎週水曜日(祝日の場合、翌日) 17時15分～20時

○ メールによる相談受付

メールで受付後、回答は電話等により行います。

このため、メールに、必ず連絡先(電話番号)を記入してください。

※ 「ふくおかレインボーホットライン」、「弁護士によるLGBT 電話相談」、「LGBT の方のDV 被害者相談ホットライン」以外は、性的少数者に関する専門相談窓口ではありません。

福岡県パートナーシップ宣誓制度利用の手引き
発行：福岡県（令和4年2月発行、令和5年1月改訂、
令和5年12月改訂、令和6年11月改訂）
お問い合わせ：福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課
電話：092-643-3325
FAX：092-643-3326
Mail：partnership@pref.fukuoka.lg.jp